

回 覧

隣組長の役割についてご理解を

浜区事務所
Tel483-6891

まもなく、新年度の隣組長の選出の時期が近づいてまいります。
時折、隣組長に関する役割やトラブルの問い合わせを頂きますので、
下記内容をご一読頂き、ご理解をお願い致します。

隣組長さんの役割

- ・ 隣組長と副隣組長（前年度の組長）は4月の総会に出席する。
- ・ 区費を集め、区事務所に納入する。（1世帯 300円／月）
- ・ 「はま新聞」、「泉南市広報」を配布する。
- ・ 回覧物がある場合、回覧板にて回す。
（6月の溝掃除の回覧では各戸の土嚢袋の必要枚数を確認後、
区へ連絡した後、指定日に区へ取りに行く。）
- ・ 案内状（総会、敬老会、慰労会等）がある場合、配布する。
- ・ 浜区会員及び同居家族の方が亡くなられた場合、弔慰金が出ます
ので、区事務所に必ず連絡する。
- ・ 転入者があれば、隣組への加入を勧め、区へ連絡する。また転出
者がある場合も区へ連絡する。
- ・ 次年度の隣組長の届出書を提出する。（3月中旬に配布）

以上が主な内容です。各隣組によって取り決めがある場合があるの
で、前年度の隣組長より次年度の隣組長へしっかりと引き継いで下さい。
また、前年度の隣組長は副隣組長として隣組長を補佐し、隣組長に支障
がある場合は任務の代行をお願いします。

隣組長さんは各隣組の順番に従ってお受けいただいております。諸事
情で引き受けることが困難な方がおられる場合は、隣組内で話し合っ
て順番の変更・免除等をし、隣組長さんの役割が果たせないということの
無いようお願い致します。